



月刊 千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 { (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043(222) 7207 番

93.12.27 No. 3920

中労委 弾劾命令反動

十二月二四日、中央労働委員会は、北海道、大阪のJR「不採用」事件について命令を公布した。しかし、その内容は、初審命令を大きく後退させたばかりか、大阪「不採用」事件については「初審命令を取り消す」というものであり、これまで原職復帰に全人生をかけて闘いぬいてきた清算事業団労働者の辛苦を踏み躪る断じて許すことのできない反動命令である。

今回の命令は、なによりも国労と清算事業団闘争を叩き潰そうとする権力の意を体したものである。事件ごとに命令の内容を変え、国労闘争団の中に同様と混乱を持ち込み、分断・解体を狙ったものである。

とくに、大阪「不採用」事件では、当時の労働改革マル・当局一体となった「血の入れ替え」による職場からの排除が公然と行なわれたのである。これ自体不当労働行為である。さらに、「停職六ヶ月」を不採用の理由としたこと、本州の定員割れにもかかわらずあえて採用しなかつたこと、などを合わせれば採用にあたって不当労働行為があつたことは明らかである。中労委が、これを無視して「命令取り消し」を行なったという事は、中労委自身不当労働行為の上塗りを行なったということである。

また、今回の命令についてJR総連革マルは、「今もって分割・民営化反対をかかげJRを拒否している人を救済することは常識に反している」「公正、平等な社会のあり方に照らして、この命令を決して認めることはできない」と、またしても清算事業団労働者の首切りを要求したのである。

これは、「不採用」が不当労働行為と認定されることで、JRともう一方の片棒を担いできたのがJR総連革マルであることが改めて明らかになり、全国の労働者から断罪されることへの恐怖のあらわれである。清算事業団闘争勝利のためには、JR総連革マルを打倒しなければならぬ。

われわれは、今回の命令の意図するものをはつきりと見極め、さらに団結を固め、清算事業団闘争勝利へ全力で闘いを強化しなければならない。

声 明

一、われわれは、中央労働委員会が本日交付したJR「不採用」事件に関する命令に対し、激しい怒りを抑えることができない。中労委は、「JRには当事者適格がない」とするJR側の傲慢な主張は完全に退けたものの、不当労働行為の認定や救済方法・対象者について、初審命令を覆す反動命令を発したのである。

この命令は、選別解雇から七年間、「解雇」の汚名を撤回させるために歯を食いしばって闘いぬいてきた当事者と家族の思いを踏みにじるものに他ならない。

二、北海道「不採用」事件命令は、JRに当事者責任があること及び「採用」にあたり差別的取扱いがあつたことを認定しながら、救済対象者の範囲を、九〇年四月に清算事業団から解雇された者に限定し、かつ、「改めて公正に選考し、その結果採用すべきものと判断した者」として、JRによる再選別に一切を委ねている。しかも、この再選別のうえに、さらに就労までに三年間の猶予をおいているのである。

これは、資本による労働基本権の侵害から労働者を迅速に守るという労働委員会の責任を放棄し、中労委自らが、新たな選別に手を貸し、「三度目の解雇」への道をひらく行為であると言わざるを得ない。

三、とくに、大阪「不採用」事件について、中労委が、不当労働行為の成立自体を否定し初審命令を全面的に覆したことに對し、われわれは、これを満腔の怒りをこめて弾劾する。

そもそも大阪における「採用」拒否は、当時「血の入換え」と称して行なわれた「転換教育」の強要に端を発した不当処分を理由としたものであり、まさしく、不当労働行為以外のなにものでもない。しかも、JR本州各社は、発足時に「定員枠」に満たなかつたのだ。中労委は、この真実を蹂躪し、不当労働行為に与したのである。

四、真実はただひとつである。二度にわたる不当解雇が、組合所属のみを唯一の理由とした違法行為であること、これこそが誰も否定することのできない真実である。

われわれは、新たな決意にたつて、国鉄分割・民営化に名をかりて行なわれた国家的不当労働行為を弾劾し、解雇撤回・原職復帰に向けた闘いをさらに強化することを表明する。

一九九三年一月二四日

国鉄千葉動力車労働組合